

令和8年

第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和8年2月25日（水）
開会 14時00分 閉会 15時30分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報 告

- (1) 「福岡県不登校児童生徒グランドデザイン」の改訂について
- (2) 教育費予算に対する意見の申出について（令和8年度当初予算（案）、令和7年度2月補正予算（案））
- (3) 第2期福岡県文化芸術振興基本計画の提案に対する意見の申出について
- (4) 条例の提案に対する意見の申出について
 - ・福岡県文化芸術振興基金条例の制定について
 - ・福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例の制定について
 - ・福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 令和9年度教員採用試験の主な改善点について

2 協 議

- (1) 令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定について
- (2) 市町村立学校長の人事について
- (3) 県立学校長の人事について
- (4) 事務局等職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委員：堤康博、久保竜二、松浦賢長、池田早織

2 欠席者

西田久美

3 出席職員

副教育長 松永一雄、教育監 三澄妙子、理事兼教育総務部長 田中直喜、教育振興部長 日高吉三郎、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、財務課長 佐々木正、副理事兼教職員課長 中嶋健一、高校教育課長 古島裕太、義務教育課長 矢野勝也、社会教育課長 比山裕隆、教育政策推進室長 赤間寛人 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【寺崎教育長】

本日は所用により、西田委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第3回教育委員会会議定例会を開催します。

傍聴人に申し上げます。受付で配付された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件につきましては、お手元の画面に表示しているとおりです。審議に入る前に、非公开发議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 池田委員が挙手 >

【池田委員】

はい。協議（2）、協議（3）及び協議（4）につきましては人事に関する案件ですので、「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、池田委員から「非公開」の発議がありましたので採決したいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手 >

【寺崎教育長】

賛成全員でございます。したがって、協議（2）、協議（3）及び協議（4）につきましては「非公開」にて審議することといたします。

以上で非公开发議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて協議（1）及び報告（1）から報告（5）までを審議した後、非公開にて協議（2）から協議（4）までを審議いたします。

それでは、協議（1）「令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定について」を赤間教育政策推進室長、お願いします。

○協議（1） 令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【赤間教育政策推進室長】

協議（1） 令和8年度福岡県教育施策実施計画の策定についてでございます。

< 赤間教育政策推進室長が資料に沿って説明 >

【赤間教育政策推進室長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

資料9ページの下部に記載のある指標について、通常「指標」とは目標が達成されていない、今後達成を目指すものだと思います。本事業については、既に現状値が目標値を超えて達成しているようですが、このままでよろしいのでしょうか。

【赤間教育政策推進室長】

こちらは「総合計画」と同様の指標を定めておまして、総合計画が令和8年度まで同数の60%を目標値としておりますので、本実施計画も同様の数値を定めております。

【堤委員】

では、他の取組や事業についても同様の定め方をしているという解釈でよろしいですか。

【赤間教育政策推進室長】

はい。総合計画と同様の指標については、目標値を達成していても目標値は更新しておりません。

【堤委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

今説明していただいた内容はどこかに表記してありますか。

【赤間教育政策推進室長】

資料5ページの下部に指標の考え方を示しておりますが、先ほど御説明した点について補足で記載するなど検討いたします。

【寺崎教育長】

よろしく申し上げます。

他にございますか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（１）「福岡県不登校児童生徒グランドデザインの改訂について」を矢野義務教育課長、お願いします。

○報告（１） 福岡県不登校児童生徒グランドデザインの改訂について

【矢野義務教育課長】

報告（１）福岡県不登校児童生徒グランドデザインの改訂についてでございます。

< 矢野義務教育課長が資料に沿って説明 >

【矢野義務教育課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【久保委員】

２点お尋ねいたします。

まず１点目、資料の７ページ「２不登校児童生徒における相談・指導等の状況」について、円グラフ内の「どこからも相談支援なし」が小学校は５．３％、中学校は２．４％となっています。児童生徒本人が受けたくないという場合もあるかもしれませんが、学校や教員からはアプローチをしていないのでしょうか。

もう１点は、資料２３ページから５０ページの別冊事例集・資料集についてですが、細かい分野で様々な学校の取組を掲載しているのはいいことだと思います。しかし１分野で基本２校程度の取組しか記載されていないということは、他に取り組んでいる学校はないということでしょうか。

【矢野義務教育課長】

まず1点目についてですが、当然、担任教員などから保護者・児童生徒への接触や必要な指導を行っております。ここで言う「相談支援」というのは、教員以外のスクールカウンセラーや相談機関からの支援がないというものでございます。

2点目の別冊事例集につきましては、県の重点課題研究指定などで様々な取組を行っておりますが、その中でも特に象徴的な取組を抜粋して掲載しております。こちらに掲載している学校以外についても、取組の発表会や実践事例をとりまとめた冊子・啓発物の提供など、それぞれの学校の実態に応じた事例が手に入るような工夫をしております。

【久保委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございますか。

【堤委員】

1点お願いです。このような取組は、どれだけ周りの人たちがこの取組を知っているかということ、そしてどれだけ活用できるかということが大事になると考えます。相談のきっかけから次の専門機関あるいは協議体に繋がる流れがわからないと、すぐに諦めるのではないかと思います。これは、今回の不登校支援に限らず、いじめや自殺対策など様々な取組に通ずるものであり、入口の部分がいつも問題になると考えます。内容は非常に細かく良く詰めてありますので、最初の入口の部分をしっかり行っていただきますようお願いいたします。

【矢野義務教育課長】

ありがとうございます。今後も周知徹底に努めてまいります。

【堤委員】

よろしく申し上げます。

【寺崎教育長】

他にございますか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（２）「教育費予算に対する意見の申出について（令和８年度当初予算（案）、令和７年度２月補正予算（案））」を佐々木財務課長、お願いします。

○報告（２） 教育費予算に対する意見の申出について（令和８年度当初予算（案）、令和７年度２月補正予算（案））

【佐々木財務課長】

報告（２）教育費予算に対する意見の申出について（令和８年度当初予算（案）、令和７年度２月補正予算（案））でございます。

< 佐々木財務課長が資料に沿って説明 >

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（３）「第２期福岡県文化芸術振興基本計画の提案に対する意見の申出について」を比山社会教育課長、お願いします。

○報告（３） 第２期福岡県文化芸術振興基本計画の提案に対する意見の申出について

【比山社会教育課長】

報告（３）第２期福岡県文化芸術振興基本計画の提案に対する意見の申出についてでございます。

< 比山社会教育課長が資料に沿って説明 >

【比山社会教育課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（４）「条例の提案に対する意見の申出について」の１番目「福岡県文化芸術振興基金条例の制定について」を比山社会教育課長、お願いします。

○報告（４） 条例の提案に対する意見の申出について

・福岡県文化芸術振興基金条例の制定について

【比山社会教育課長】

報告（４）条例の提案に対する意見の申出についての１番目、福岡県文化芸術振興基金条例の制定についてでございます。

< 比山社会教育課長が資料に沿って説明 >

【比山社会教育課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（４）「条例の提案に対する意見の申出について」の２番目「福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例の制定について」を古島高校教育課長、お願いします。

○報告（４） 条例の提案に対する意見の申出について

・福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

【古島高校教育課長】

報告（４）条例の提案に対する意見の申出についての２番目、福岡県公立高等学校等

教育改革促進基金条例の制定についてでございます。

< 古島高校教育課長が資料に沿って説明 >

【古島高校教育課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（４）「条例の提案に対する意見の申出について」の３番目「福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を佐々木財務課長、お願いします。

○報告（４） 条例の提案に対する意見の申出について

- ・福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【佐々木財務課長】

報告（４）条例の提案に対する意見の申出についての３番目、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

< 佐々木財務課長が資料に沿って説明 >

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（４）「条例の提案に対する意見の申出について」の４番目「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（４） 条例の提案に対する意見の申出について

- ・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

【中嶋教職員課長】

報告（４）条例の提案に対する意見の申出についての４番目、福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

続いて、報告（５）「令和９年度教員採用試験の主な改善点について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○報告（５） 令和９年度教員採用試験の主な改善点について

【中嶋教職員課長】

報告（５）令和９年度教員採用試験の主な改善点についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

資料に記載されている「名簿登載」とはどのような状態なのでしょうか。また、最大2年間の延長とは免許状を取得するための期間だと思われませんが、そもそも免許を持っていない方が何をするのも併せて教えてください。

【中嶋教職員課長】

「名簿登載」とは、「2次試験まで合格した者」と考えていただければわかりやすいかと思います。その名簿の中から配置される者が選ばれる訳ですが、現状としては全員が配置されております。また、教員免許を持っていないと現場に配置できないため、この期間は現場に配置することなく、大学で単位を取って免許を取得してもらい、採用を先に送るといった取扱いになります。

【堤委員】

先に登録をしてもらい確保するということですか。

【中嶋教職員課長】

この2年間で免許を取得すれば、配置を確定する権利を得るというものです。

【堤委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【池田委員】

資料に記載されている「大学3年生チャレンジ特別選考」とはどのようなものですか。

【中嶋教職員課長】

通常は大学4年生が受験する1次試験ですが、この1次試験を大学3年生から受験することができるものとなっております。そのため、大学3年生の段階で1次試験を受

験し合格した場合は、大学4年生の時に福岡県を受験する際、1次試験の合格者として取り扱うものになります。

【池田委員】

早めに1次試験を受験することができるということですね。わかりました。

【寺崎教育長】

他にございますか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については終了いたします。

傍聴人の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴人の方は御退席いただきますようお願いいたします。

< 以降非公開審議となった >

○協議（2） 市町村立学校長の人事について

市町村立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（3） 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（4） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、協議を行った。

（15：30）